

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）に基づく

廃棄事業者に廃棄を委託した放射性同位元素等を核燃料物質等とみなして適用する法令を定めること。

（第二十条の三関係）

第二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行すること。

（附則関係）